お互いの人格を尊重し 支え合う社会へ

4月から障害者差別解消法がスタート

「不当な差別的取扱い」と できまりできないりょ 「合理的配慮をしないこと」が 禁止されます

障がいを理由として、正当な理由なく、 サービスの提供を拒否したり、制限した り、条件を付けたりするような行為を「不 当な差別的取扱い」といいます。これは役 所も、会社・お店でも禁止されます。

また障がいのある方から何らかの配慮を 求める意思の表明があった場合には、負担 になり過ぎない範囲で「合理的な配慮」を 行うことが求められます。役所では必須と され、会社・お店などは、障がいのある方 が困らないようにできるだけ努力すること が必要です。

こんなことが、 差別に あたります



- ○お店に入ろうとしたら、車いすを利用しているという理由で断られた。
- ○アパートの契約をする時、障がいがあることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- ○スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。

ちょっとした 配慮で助かる 人がいます

- ○車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをする。
- ○窓口で、相手の障がいに 合ったコミュニケーショ ン手段(筆談、読み上げ など)で対応する。
- ○会議を開催する前に、ど のような支援(知的障が いのある方への支援者の 同席、聴覚障がいのある 方への手話通訳者の同席 など)が必要か確認する。

お問合せ 障がい保健福祉課 ▷身体障がい・知的障がい **☎**21-3302 ▷精神障がい **☎**21-3077 **™**27-2770 亀田福祉課 **☎**45-5482 **™**45-5486

聴覚障がい への理解を 深めるために

聴覚障がいのある方との コミュニケーション方法を学ぼう・利用しよう





聴覚障がいのある方などとコミュニケーションする時には、手話や筆談が用いられます。 市では、聴覚障がいのある方との円滑なコミュニケーションを支援するため「手話通訳 者」「要約筆記者」の派遣を行っています。

手話通訳 手の動きや表情などを使う「手話」により、会話などを伝えます。 **要約筆記** 手話を使わない方のため、会話などを文字にして伝えます。 手書き=その場で相手の話を要約し、紙やホワイトボードに書いて伝えます。 パソコン=パソコンを使って音声情報を文字に変え、画面に出して伝えます。 会議などの場合、文字をスクリーンに映し出すこともできます。

自分で学んでみたい方向けに講座を開催しています

〈兩館市点訳奉什員等養成事業〉

- ■手話通訳ボランティア養成講座
- ■手書き要約筆記ボランティア養成講座

初心者を対象とした、日常生活に必要な手話や要約筆記の技術を取得できる講座です。日時等、詳しいことは本紙12ページでご確認ください。

■「はじめての手話」(手話出前講座)

学校や企業、団体等に講師を派遣し講座を開催します。 対象 市内在住・在勤のおおむね10人以上のグループ 費用 講師費用は無料 ※会場費は団体等の負担 実施時間 平日の午前10時~午後9時で90分以内 申込方法 障がい保健福祉課に備え付けまたは市のHP から出力した申込書に記入し、希望日の1カ月前まで に同課へ提出してください。

お問合せ 障がい保健福祉課 ☎21-3263 27-2770